

農山漁村未来創造事業実施要領の運用について

農山漁村未来創造事業の実施については農林水産政策関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び農山漁村未来創造事業実施要領（以下「要領」という。）によるほか、この運用に定めるところによるものとする。

なお、農地集積・事業承継加速型の実施については、運用を別紙に定める。

第1 一般的基準

- 1 事業実施主体が、既に事業を実施中又は既に終了しているものは、この事業の補助の対象外とする。
- 2 土地改良事業については、県が使用している以下の単価及び歩掛を基準として、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
 - (1) 土地改良事業の単価の採用基準順位
 - ア 土地改良事業積算資料（単価編）
 - イ 建設物価、建築物価土木コスト情報、積算資料
 - ウ 見積書（原則として、5者以上の見積もりを徴収し、内容を検討すること）
 - (2) 土地改良事業の歩掛の採用基準順位
 - ア 農林水産省土地改良工事標準積算基準
 - イ 徳島県独自の歩掛
 - ウ 他省庁の歩掛
- 3 機械・施設等（以下「施設等」という。）の規模及び構造については、見積書や直近のカタログを徴し、精査を行い、それぞれの目的に合致し、かつ、効率的なものでなければならないものとする。
 - (1) 施設等の事業費の積算資料
 - ア 見積書（提出時に有効なもの）
 - イ 直近のカタログ
- 4 事業実施主体は、事業の執行に当たって原則として、一般競争入札若しくは3者以上の業者による指名競争入札により事業費を決定することとする。ただし、農林漁業者の組織する団体等で、競争入札を執行することが困難な場合にあつては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとする。
- 5 次に掲げるものは、原則として補助対象としないものとする。ただし、企画提案型及び防疫対応型において特に必要と認められる場合は、消耗品的物品、既に普及している機械、個人所有の施設等であっても補助対象とすることができる。
 - (1) 消耗品的物品
 - (2) 用地の買収・賃借に要する経費及び補償費
 - (3) 既に普及している機械
 - (4) 個人所有の施設
 - (5) 事業効果の少ない施設
 - (6) 事業費が50万円未満の事業
- 6 1事業単年度当たりの補助金額の上限は、要領別表に定めるところとする。なお、ハード事業又はソフト事業にあつて算出された補助金額に千円未満が生じた場合はそれぞれ切り捨てるものとする。
- 7 補助対象事業の受益戸数は、原則として3戸以上とする。ただし、企画提案型及び防疫対応型にあつては、地域内に3戸以上の受益が見込めない明確な理由が

あり、かつ市町村長が推薦する中心経営体（認定農業者や地域計画のうち目標地区等に位置づけられる地域の中心となる経営体をいう。）及び企画提案型、みどりの食料システム推進枠は、5名以上農業に従事する正社員を雇用する農業を営む法人についてはこの限りではない。

なお、企画提案型に申請する受益戸数3戸未満の中心経営体においては、農業経営相談所等へ相談し支援を受けるよう努めるものとする。

8 補助対象事業は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 県や市町村等が策定した各種計画方針に沿った取組であること。
- (2) 事業計画の規模が適切であって、事業実施主体の経営収支その他に照らし、事業計画に基づく事業の実施及び目標の達成が確実であると見込まれること。
- (3) 補助対象とする施設等が、事業実施主体又はその構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。
- (4) 補助対象とする施設等は、原則として、耐用年数が5年以上のものであること。
- (5) 補助対象とする施設等は、受益範囲・利用計画からみて規模、能力、構造等適切なものとする。
- (6) 補助対象とする施設整備は、関係法令を遵守するとともに、当該施設が立地する地域を所管する関係機関（保健所等）の指導に従うこと。
- (7) 水産業用施設等を導入する場合は、原則として、漁場に係る施設（漁具、養殖施設等）、漁業施設に係る灯標類、徳島県水産振興公害対策基金で生産した種苗に係る経費、種苗放流に係る人件費、掃海等の海面を対象とした事業を除く。
- (8) 営農型太陽光発電設備については、次の要件を満たしていること。
 - ア 交付決定までに一時転用許可を得ていること。
 - イ 計画申請時点で、農地法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を命じられていないこと。

第2 企画提案等

要領第5に基づく企画提案は、以下のとおりとする。

- 1 企画提案型の場合は、様式第2号、様式第3-1号及び事業実施期間の様式第4号のとおりとし、その他の事業の場合は、様式第2号、様式第3-2号、様式第4号のとおりとする。
- 2 複数の事業実施主体から企画提案書が提出された場合、市町村長は提出された事業計画書に様式第1号を添える。
- 3 市町村長の推薦書の様式は、様式第5号とする。
- 4 その他関係資料（組合定款・規約等、組合員名簿、管理運営規程、事業実施を決議した総会等の議事録、カタログ又は仕様書、見積書（企画提案書提出時点で有効なもの）、図面（位置図、配置図等）、設計書、応募者の直近の経営状況がわかる資料（業務報告書、確定申告等）ほか知事が求めるもの）を添付するものとする。

第3 事業計画等

要領第8に基づく事業計画は、以下のとおりとする。

- 1 企画提案型の場合は、様式第6号、様式第3-1号及び様式第4号のとおりとし、その他の事業の場合は、様式第6号、様式第3-2号、様式第4号のとおりとする。
- 2 その他関係資料（当該年度の事業にかかるカタログ又は仕様書、見積書（事業

計画書提出時点で有効なもの、図面（位置図、配置図等）、設計書、太陽光発電設備においては、発電電力需給に係る積算資料のほか知事が求めるものを添付するものとする。

第4 事業着工届

事業実施主体は補助事業を着工（契約時点をいう。）した場合、速やかに補助事業着工届を市町村長等に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、知事に提出しなければならない。

なお、事業着工届の様式は様式第7号のとおりとする。

第5 補助金交付指令前の着手

事業の着手は、補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものであるが、当該年度内において真にやむを得ない事由により指令前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した指令前着手届をあらかじめ事業実施主体が市町村長等に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、知事に提出するものとする。

なお、指令前着手届の様式は様式第8号のとおりとする。

第6 現地確認

市町村長は、申請する事業の着工前及び事業完了後に現地確認をしなければならない。知事は、補助金交付申請額が1事業500万円を超える事業については、事業着工前及び事業完了後に現地確認をしなければならない。

ただし、市町村が事業実施主体となる場合又は市町村長を経由しない場合にあっては、補助金交付申請額に関わらず、知事は事業着工前及び事業完了後に現地確認をしなければならない。

第7 事故の報告

事業実施主体は、天災その他の災害等やむを得ない理由により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市町村長に報告し、その指示を受けるものとする。また、報告を受けた市町村長は、知事に速やかに報告するものとする。

なお、災害の報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、市町村長は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

第8 本事業により整備した施設等の管理運営等について

1 管理運営等

- (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする（営農型太陽光発電設備については、一時転用許可を維持すること）。
- (2) 施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体がこの事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合には、当該施設等に係る事業の実施地域に係る団体であって、適当と認められたものに、当該施設等の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

- (3) (2) に定めるところにより管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、要領別表の事業実施主体に定められた施設の事業実施主体の範囲とする。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、委託の期間、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に委託する場合には、要領別表の事業実施主体に定められた施設の事業実施主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができるものとする。

- (4) 知事及び市町村長は、事業実施主体（管理を委託している場合は管理主体。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村長は関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱様式第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう施設等の更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

- (5) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を被災したときは、直ちに、様式第9号により、市町村長に報告するものとする。

市町村長は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、知事に報告するものとする。

なお、市町村が事業実施主体として災害による報告を行う場合は、知事に報告するものとする。

また、知事は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

- (6) (5) の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあって

ては、知事に報告を行い、その確認を受けるものとする

3 財産処分等の手続

- (1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「交付規則」という。）第17条及び交付要綱第13条に規定する処分制限期間）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、交付規則第17条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成22年3月26日付け農林第941号農林水産部長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。この場合において、市町村長は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助対象施設等の導入に際し、当該施設等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合は、交付要綱第3条に基づき提出する交付申請書に、経営改善資金計画書の写し等の必要事項（資金の使途、決算状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画）を記載した書類を付すことにより、交付決定時に併せて承認することができる。

- (2) 市町村が事業実施主体として、その処分制限期間内に（1）に定める財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、様式第10号により、市町村長に届け出るものとする。

- (2) 市町村長は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討し、意見を付して知事に提出し、必要に応じその指示を受けるものとする。

なお、市町村が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合は、知事に届け出るものとする。

5 移管手続

- (1) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、様式第11号により、市町村長に報告するものとする。

- (2) 市町村長は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し、知事に報告するものとする。

第9 報告及び評価

- 1 要領第9の1に基づく達成状況報告書は、様式第12号によるものとし、毎年度、事業実施年度から目標年度までの間、翌年度の4月30日までに、市町村長に提出しなければならない。（政策推進型において、太陽光発電設備を導入した場合は発電量、電力使用量を計測し、実績に関する資料を添付し、耐用年数内は報告することとする）。
- 2 要領第9の2に基づく市町村長から知事への提出は、実施年度の翌年度の5月31日までに行うものとする。
- 3 要領第9の2に基づく改善計画書は、様式第12号別紙2によるものとし、達

成状況報告書の提出手続に準じて知事に提出するものとする。

- 4 要領第9の5に基づく成果目標変更承認申請書は、様式第13号によるものとし、達成状況報告書に準じて知事に提出するものとする。

第10 その他

- 1 事業実施主体及び事業の受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農林漁業関係の共済や保険への積極的な加入に努めるものとする。
ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加え等するとともに、要領第9の1に基づく達成状況報告の際に、加入等が確認できる書類を添付すること。
- 2 事業実施主体は、この事業により取得した施設等に事業実施年度及び事業名を表示しなければならない。
- 3 要領及び運用に定める知事への提出は、東部農林水産局長、南部総合県民局長及び西部総合県民局長あてに行うものとする。ただし、受益地域が複数の、東部農林水産局又は総合県民局の管内にまたがるものについては、次のとおりとする。
 - (1) 主たる受益地域を所管する東部農林水産局長又は総合県民局長へ提出することを基本とする。
 - (2) 前項以外の場合は、事業実施主体の主たる事務所（代表者の住所）を所管する東部農林水産局長又は総合県民局長へ提出するものとする。
 - (3) (1) 及び (2) の規定により難しい場合には、知事あてに提出することができるものとする。
- 4
 - (1) この運用は、令和7年4月1日より適用する。
 - (2) この運用の改正前から実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第9の規定については、この改正後の運用を適用するものとする。